

令和二年 第四回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

令和二年第四回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本議会は、第六期南アルプス市議会議員の皆さまにおかれましては、初の定例会であります。

全ての市民が安全で、安心して暮らすことのできる南アルプス市を築くために、これからの四年間、執行部と議会が両輪として、互いに力を合わせ、市民の期待に応えるべく、今後の市政運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

十二月師走に入り、南アルプスの山々もうつすらと雪化粧を纏い、色鮮やかに染まる紅葉の季節から、木枯らしに舞う落ち葉とともに、凜と張り詰めた冷気を足元から感じる季節となりました。

新型コロナウイルス感染症は、経済の回復に向けた国のGo・Toトラベル事業をはじめとした各種支援事業の実施

などもあり、社会経済活動が活発化し、人の移動や会食機会の増加などを要因とする、各地における様々なクラスターの発生や、家庭内での感染者が増加しております。

全国の一における感染者数は、十一月十八日に、初めて二千人を超えた以降、連日過去最多を更新し、急速な感染拡大は予断を許さない状況であります。

山梨県内におきましても、一日の感染者数が二桁を超える日が記録されるなど、感染者数が急増しており、まさに第三波に見舞われている最中であると認識しております。

このような状況下、本市におきましても、爆発的な感染拡大を防止するため、幾度となく「新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、最大級の警戒感を持ち、感染防止対策に全力を傾注しているところであります。

空気の乾燥に加え、冷え込み等により、室内の換気回数が大幅に減り、感染リスクが高まる傾向にありますので、「新しい生活様式」の実践を継続し、一人ひとりが様々な場面において、感染防止対策を徹底していただくことが、感染を急拡大させないために必要不可欠となります。

市民の皆さまにおかれましては、再度、三密を避け、マスクの着用、手洗い、うがいの励行を徹底していただき、これまでの予防行動にも増して、感染防止対策へのご協力を切にお願い申し上げます。

今冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されております。

本市では、独自対策としまして、医療機関と連携協力する中で、十一月中には、市内の全世帯向けに「発熱した時の相談体制」に関する文書を発送し、周知に努めてまいりました。

また、季節性インフルエンザの予防接種につきましても、感染リスクの高い妊婦及び生後六箇月から十八歳になる子どもの接種費用を、一回二千五百円を上限に助成するとともに、六十五歳以上の方につきましても、自己負担金千円にて接種が可能となる助成を実施しております。

更に、山梨県におきましても、上乗せの助成を実施しておりますので、積極的にご利用いただき、これからの流行期に備え、早期接種をお願い申し上げます。

さて、本年を振り返りますと、一月に新型コロナウイルスの国内初感染が確認されて以降、全国的な感染拡大により、未知のウイルスへの対応を余儀なくされ、感染防止対策に全力を傾注する一年となりました。

本市といたしましても、児童生徒の感染リスクを最小限に抑えるため、小中学校を臨時休業とする措置を講ずるとともに、市独自の支援策としまして、負担の増した子育て世帯の家計を支援する「臨時特別給付金支給事業」をはじめ、四月から九月までの半年間、三歳未満児の保育料の無償化を第一子まで拡大、公立、私立保育所の副食費の無償化、小中学校の給食費の無償化、放課後児童クラブ利用料の無償化、妊婦出産支援や医療機関等の支援を実施しております。

更には、特に影響の大きい、市内中小規模事業者の事業継続を、強く下支えするために、市独自に三十パーセントを上乗せした支援であります「事業者持続化給付金給付事業」や、宿泊及び旅客運送事業者の事業継続と感染防止対策のための支援であります「宿泊・旅客運送事業者支援金給付事業」、市内の消費を喚起し、地域経済の回復を後押しするため、市

民一人につき一万円分の商品券を配布する「地域経済消費喚起事業（南アルプス元気券）」、七十五歳以上の高齢者の熱中症予防のため、飲み物券を配布する「高齢者熱中症予防対策事業」など、全予防対策費を含め、総額二十八億円余りを執行しております。

今後も、市民の生命と財産を守り、安全、安心を確保することが、地方自治体の最大の責務だと強く認識し、スピード感を持ち、コロナ禍における状況に鋭意対応してまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、国内経済が未曾有の打撃を受けた一方、段階的な社会経済活動の再開により、持ち直しの動きがみられるものの、今年度の実質GDP成長率につきましては、マイナス成長が見込まれており、先行きの不透明感が強い状況にありますので、引き続き、国内外の感染症の動向や、金融市場の変動等を注視していく必要があります。

このような経済状況の中、第九十九代内閣総理大臣に菅義偉氏が指名され、約七年八カ月ぶりに新政権が誕生、まずは、新型コロナウイルス対策に全力を挙げて取り組む方針を示

し、更に、ポストコロナ時代への経済構造の転換、雇用の確保と事業の継続により、国民の生命と生活を守り抜くためのウイズコロナの経済戦略の推進、防災、減災、国土強靱化への対応に加え、「新たな日常」の実現に向け、デジタル化を加速させ、次世代型行政サービス、デジタルトランスフォーメーション、新しい働き方・暮らし方改革を推進していくこととしております。

本市といたしましても、デジタル化への動向を注視し、時代とともに変化する新しい働き方や、暮らし方にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大により、事業展開の縮小を余儀なくされましたが、山梨県と静岡県、両県の特産物による消費喚起を目的としてスタートしました「バイ・ふじのくに」交流事業では、五月から十月にかけて、静岡市内の百貨店や沼津市内の商業施設等におきまして、本市の特産果実の即売会による観光プロモーションを積極的に実施してまいりました。

特に、沼津市内では、さくらんぼに始まり、桃、スモモ、

シャインマスカットと、季節折々の旬の果実ごとに即売会を開催し、静岡県内の多くの方々に、そのすばらしい味をご堪能いただくとともに、果物狩りなどのフルーツ観光のPRを積極的に推進しております。

来夏に予定される中部横断自動車道の静岡方面への全線開通も見据える中で、向上する交通の利便性を最大限に活かすべく、来年度以降もこの交流事業を継続し、今年度の活動を基に、沼津市と本市との「海と山」の交流事業を更に発展させ、互いの観光、経済、教育、文化などの多種多様な交流を一層推進してまいりたいと考えております。

続きまして、本定例会における議案の説明に先立ち、重点事業の取り組みにつきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、「南アルプスインターチェンジ新産業拠点整備事業」についてであります。

現在は、コロナ禍における社会情勢を踏まえ、企業募集を延期しておりますが、募集案内等の一部をホームページ上で

事前公開しております。引き続き、企業の投資マインドを注視するとともに、公募開始に向けて、円滑な事業執行のため、鋭意準備を進めているところであります。

次に「国土強靱化地域計画策定」についてであります。

七月から策定に向けた庁内での検討会等を重ね、各担当による作業を経て、今月中には、素案の作成を終了し、年明け一月には、議員各位にお示しするとともに、パブリックコメントを実施し、年度内の完成を目指しております。

次に「ふるさと納税」についてであります。

十月末からシャインマスカットの先行予約を開始したところ、概ね、昨年並みの申し込み状況となっておりますが、来年度からは、特に、東海、中京圏への観光プロモーションを拡大し、新たな需要を取り込む中で、全国の皆さまに、より南アルプス市の魅力を知っていただくとともに、寄附金の増額に取り組んでまいります。

次に「デジタル化推進」についてであります。

行政手続きや事務などのデジタル化につきましては、コロナ禍にあって一層加速しております。

本市といたしましても、このデジタル化への動向を注視する中で、ペーパーレス化や押印省略等の行政手続きの簡略化によるオンライン化への移行、更に、無線通信を活用し、安全、安心なまちづくりに向けた地域BWAの導入につきましても、準備を進めてまいります。

また、マイナンバーカードの普及につきましても、十一月から予約制で休日交付を実施しており、今後も促進に努めてまいります。

続きまして、就任以来、注力してまいりました公約の成果と、今後の取り組みにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、一点目は、『子育て支援のさらなる推進』についてであります。

はじめに「保育料」につきましては、今年度から多子世帯における第二子以降の無償化を実施しております。

三歳未満児の保育料無償化につきましては、新型コロナウイルス感染症における子育て世帯への支援策としまして、四

月から九月までの半年間、実施いたしました。完全実施に向けては、財政面や、施設改修、保育士の確保など、様々な課題がありますので、引き続き検証を継続してまいります。

次に「将来に向けた教育環境の整備」についてであります。

GIGAスクール構想につきましては、令和二年度からの四年計画を前倒して、本年度中に児童生徒全員に端末を配備するための準備を進めております。

児童生徒一人一台端末の環境整備により、創造性を育む教育ICT環境を実現することによって、臨時休校時などにおけるオンライン授業への対応も可能となります。

次に「八田児童クラブ」についてであります。

現在の八田児童クラブは、八田小学校から距離が遠く、児童の移動時における安全対策が懸案となっております。

このため、新しく小学校敷地内に移転、整備することにより、交通事故などから児童を守り、安全を確保するため、本年度内に実施設計を完了し、来年度には、工事の着工を予定しております。

二点目としまして、『健康・長寿のまちづくり』についてであります。

全国的な人口減少と高齢化が急速に進む中、核家族化による家庭のあり方や地域とのつながりが問われております。

高齢になっても住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを人生の終焉まで続けていくことができるよう、医療、介護、福祉などの社会保障とともに、地域に係わる多くの人が相互に助け合う「地域包括ケアシステム」の構築は、非常に重要であると考えております。

住民同士が地域のつながりや相互に支えあうことの必要性と、それぞれの地域の課題を共有し、その課題解決に向け、活動していくことが、いつまでもより安全で、安心して暮らすことのできる地域づくりに繋がることとなります。

本市といたしましては、この取り組みを、より強く推進していくため「地域支えあい協議体」の活動につきまして、今後とも積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に「健康リーグの充実拡大」についてであります。

平成二十九年年度から展開しております「幸せ実感 南アル

プス市健康リーグ」は、市民の健康意識の向上に向けた取り組みに重点を置き、地域や企業、団体、医療機関などと連携し、市民の皆さまの健康増進と健康寿命の延伸、更には医療費の削減に繋げてまいりたいと考えております。

その中でも、令和元年度から実施しております「健康わくわくウォーク」は、大変好評を得ており、今回も約一千名の方が、それぞれの目標を設定し、楽しみながらウォーキングに取り組まれております。

特に、今年につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等により、運動不足やストレスなどによる二次的な健康被害が心配されておりますので、予防の観点からも非常に効果的な事業となっております。

三点目としまして、『ユネスコエコパーク事業』の推進についてであります。

はじめに、移行地域での歴史ある伝統文化、地域に根ざした文化の継承と振興を図る「ふるさと〇〇博物館」事業の取り組みにつきましては、市内全体を博物館と見立てた中で、

歴史資源や先人から受け継がれてきた伝統や文化に触れることで、そこに住む人々がふるさとに、より強く誇りを持ち、大切な地域の財産を、未来へ繋ぐものであります。

昨年度、リニューアルオープンいたしましたふるさと文化伝承館を、ふるさと〇〇博物館の拠点として位置付け、重要文化財「鋳物師屋遺跡出土品」の展示や、国指定史跡「御勅使川旧堤防」のガイダンス施設として、また、地域の歴史や先人の知恵に触れることのできる「ふるさと教育」の場として、更には、本市の歴史や文化を発信するための重要拠点として、大いに活用しているところであります。

次に、緩衝地域での五感で体験できる楽しみの学びエリア「エコパ伊奈ヶ湖」の創出についてであります。

エコパ伊奈ヶ湖施設整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施時期や施設内容等につきまして、改めて検討を重ねているところであります。

エコパ伊奈ヶ湖は、緩衝地域の拠点施設として、市民の皆さまが気軽に訪れ、森林浴や憩いの場として、また、楡形山の自然環境を学べるエリアとして活用していただくため、自

然資源を活かした、オリジナリティ溢れるプログラムの提供を積極的に推進してまいります。

次に「過疎自立促進計画の策定」についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法が、適用期限を今年度末に迎えることから、新たな法律の成立が見込まれており、これに伴い、市の過疎地域自立促進計画の策定が改めて必要となります。この計画は、令和三年九月が策定期限となっておりますので、年明けから策定準備に入り、芦安地域の関係者と十分な協議を進めてまいります。

過疎地域自立促進計画に掲げる事業につきましては、過疎債の対象となりますので、早川・芦安連絡道路を活用した夜叉神峠周辺の観光振興や、芦安地域の活性化事業などの財源確保に繋げてまいりたいと考えております。

四点目としまして、『豊かで活力あるまちづくり』についてであります。

中部横断自動車道やリニア中央新幹線の開通効果を活かした雇用の確保と、移住、定住人口の拡大の可能性が大き

なる中、着実に地域の活性化を進めていくためにシテイプロモーション事業が非常に重要となつてまいります。

市民の皆さまのまちへの愛着と誇り、いわゆるシビックプライドの醸成に向けた取り組みを進める中で、まちの魅力を市内外に発信し、「行きたいまち、住みたいまち」に選んでいただき、観光客、移住定住者の拡大に結び付けていくため、現在、シテイプロモーション戦略の策定を進めており、来年度から戦略に基づき、事業を展開してまいります。

次に「土地利用」についてであります。

本市が更なる発展を遂げるためには、秩序ある効果的な土地利用計画の策定が必要であり、総合計画基本構想に基づいた市全体の土地利用を表す基本方針、土地利用や開発案件に対応する庁内体制の強化、部門別計画の共有と整理などを含め、現在、関係各課による課題抽出や先進地における有効な取り組み事例などの視察により、ワーキング形式で協議を重ねているところであります。

五項目としまして、『行財政改革のさらなる推進』につい

てであります。

将来負担の軽減を図り、第二次総合計画に掲げている本市の将来像、「自然と文化が調和した幸せ創造都市 南アルプス市」を実現するため、第三次行政改革大綱に基づき、行財政改革に全力で取り組んでいるところであります。

また、財政の健全性を示す全国統一の指標「健全化判断比率」につきましては、県内十三市の中でも最も良好な数値を維持しております。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の進行による生産年齢層の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、来年度の歳入につきましては、市税や地方交付税の減収が見込まれますので、今後の一般財源の確保は、厳しい状況となることが予想されます。

歳出につきましては、高齢化社会を迎え、行政ニーズや対応策が多様化し、社会保障費の増加が見込まれます。

こうした厳しい財政状況の中ではありますが、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、従来の慣例にとらわれることなく、事務事業を徹底的に見直し、真に必要な事業の執行に、

十分な経費を確保することを基本とし、来年度の当初予算編成を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、本定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第四回定例会に提出いたしました案件は、条例案六件、予算案八件、指定管理者に関する案八件、市道路線に関する案二件、同意案一件、諮問案八件、合わせて三十三件であります。

はじめに、議案第百号、「南アルプス市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について」であります。

この案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、延滞金の割合の特例について、規定のある条例を改正する必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第百一号、「南アルプス市国民健康保険税条例

の一部改正について」であります。

この案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の減額の基準について、整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第百二号、「南アルプス市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、国民健康保険の被保険者のうち、事業所得により生計を維持している個人事業者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を行うことができないときに、傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第百三号、「南アルプス市長寿祝金条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、平均寿命の延伸等により、今後、支給対象者の増加が見込まれる状況の中で、限りある予算を高齢者施策に有効に活用するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第四百四号、「南アルプス市公民館条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、地域での館長、主事等の選出に係る負担を軽減しつつ、併せて、社会教育活動の活性化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第百五号、「南アルプス市火災予防条例の一部改正について」であります。

この案につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、補正予算案についてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか、五特別会計及び二企業会計の、合わせて八会計であります。

はじめに、議案第百六号、「令和二年度南アルプス市一般会計補正予算（第十号）」についてご説明申し上げます。

補正額を、三億八千六百七十万二千元の増額とし、歳入歳出予算の総額を、四百二億五千五百七十六万七千元とするものであります。

歳出の主なものについて、政策体系別にご説明申し上げます。

まず、『安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成』についてであります。

「八田地区かき・まいもん朝市開催事業」及び「十日市祭典運営支援事業」につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止が決定されたことに伴い、合わせて六百九十万二千元を減額しております。

次に、『ともに生き支えあうまちの形成』についてであります。

「民間保育所活動支援事業」として、小笠原幼稚園園舎大規模改修に対する補助金、八百五十四万五千元を計上しております。

また、「介護給付・訓練等給付事業（障害者自立支援）」として、サービス利用者の増加等により、三千四百六十五万二千円を計上し、「障害児通所等給付事業」には、利用単価の改正等により、三千七百五十万円を計上しております。

このほか、「生活保護費支給事業」として、高度医療や介護サービスを必要とする方が増加したため、七千三百万円を計上しております。

次に、『うるおいと活力のある快適なまちの形成』についてであります。

「金山沢温泉改修事業」として、金山沢温泉の老朽化した温泉配管を改修するための経費として、二千四百五十九万六千円を計上しております。

また、「遊・湯ふれあい公園管理運営事業」、「樹園管理運営事業」、「塩沢溪谷河川公園管理運営事業」、「天笑閣管理運営事業」、「やまなみの湯管理運営事業」、「山小屋・山荘管理事業」の六事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市からの休業要請及び利用者制限要請の影響により発生した減収分を補填するための経費として、四千五百

二十三万一千円を計上しております。

また、「櫛形総合公園管理運営事業」として、ジットスタジアム野球場の時計及びカウンタ表示盤を改修する経費として、五百十三万三千円を計上しております。

次に、『心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成』についてであります。

「小中学校教師用指導書・教師用教科書購入事業」として、来年度から使用する中学校用の教科書が決定したため、市内七中学校分の教師用指導書及び教科書を購入する経費として、一千五百四十四万二千円を計上しております。

また、「生涯学習指定管理施設等維持補修事業」として、若草生涯学習センター及び八田高度農業情報センターの非常用照明の取替工事の経費として、一千九十一万円を計上しております。

このほか、「ネットワーク施設維持管理事業」として、老朽化している機器を更新する経費として、二千二百二十六万四千円を計上しております。

以上、歳出予算の財源といたしましては、国・県支出金、繰越金を見込んでおります。

次に、特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。
はじめに、議案第百七号、「令和二年度南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)」についてであります。

この案につきましては、個人事業者への傷病手当金及び介護納付金精算による追加納付として、百万七千円を計上しております。

次に、議案第百八号、「令和二年度南アルプス市後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号)」についてであります。
この案につきましては、医療保険料負担金及び広域連合事務費負担金の確定に伴い、納付金として、三千二十万円を減額しております。

次に、議案第百九号、「令和二年度南アルプス市介護保険特別会計補正予算(第四号)」についてであります。

この案につきましては、介護報酬改定等によるシステム改修費や基金積立金など、合わせて二千六百七十八万四千円を

計上しております。

次に、議案第百十号、「令和二年度芦安農業集落排水事業特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

この案につきましては、県道甲斐早川線道路改良工事に伴う管渠布設替工事費として、五百二十九万円を計上しております。

次に、議案第百十一号、「令和二年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計補正予算（第三号）」についてであります。

この案につきましては、消費税中間納付額に係る予算の組み替え補正となっております。

次に、企業会計補正予算案についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第百十二号、「令和二年度南アルプス市水道事業会計補正予算（第二号）」についてであります。

水道事業につきましては、漏水等により、緊急に対応した件数が多く、今後人件費の不足が見込まれるため、合わせて六十七万円を計上しております。

次に、議案第百十三号、「令和二年度南アルプス市下水道事業会計補正予算（第二号）」についてであります。

下水道事業会計につきましては、公共下水道整備事業に伴う汚水枳設置工事請負費の増額等、一千百六十三万七千円を計上しております。

次に、議案第百十四号から議案第百二十号、「指定管理者の指定について」であります。

これらの案につきましては、地方自治法第二百四十四条の二第六項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第六条第一項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第百二十一号、「南アルプス市広河原山荘の指定管理者の指定期間変更について」であります。

この案につきましては、平成三十年十二月議会において議決を得た指定管理者の指定について、地方自治法第二百四十四條の二第三項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第六条第一項の規定により、指定

期間を変更するものであります。

次に、議案第百二十二号、「市道路線の認定について」であります。

この案につきましては、開発行為により寄附された九路線を市道認定するものであります。

次に、議案第百二十三号、「市道路線の変更について」であります。

この案につきましては、路線の見直しによる二路線の市道を変更するものであります。

次に、同意案第七号、「監査委員の選任について」であります。

この案につきましては、十一月二十七日をもちまして市議会議員の任期が満了したことに伴い、議員のうちから選任する監査委員を、新たに選任する必要があるため、清水重仁しみず しげひと氏を選任したいので、地方自治法第百九十六条第一項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

次に、諮問第二号から諮問第九号の「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

これにつきましては、人権擁護委員八名の任期が、令和三年三月三十一日をもって満了することに伴い、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

先ず、

諮問第二号の、浅原三一四番地 あさはら 浅原 としえ氏、

諮問第三号の、山寺一九五番地 さいとう 齊藤 早苗氏、

諮問第四号の、野牛島二六三九番地 かねこ 金子 美智子氏、

諮問第五号の、鮎沢一一六四番地二 おさだ 長田 良子氏、

諮問第六号の、桃園七四六番地 あいはら 相原 眞樹氏、

の五名を再任の上、候補者として推薦し、

諮問第七号の、有野一二九五番地 ありの 有野 正樹氏、

諮問第八号の、和泉二三七番地 いづくぼ 飯窪 俊貴氏、

諮問第九号の、秋山六三八番地 ふかさわ 深澤 好美氏

の三名を新たに選任の上、候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い
い申し上げます。

令和二年十二月九日

南アルプス市長 金丸 一元